

○福岡県田川地区消防組合同規約

〔昭和45年3月4日〕
〔45地第126号許可〕

改正 昭和62年11月19日 地行第324号許可 平成5年4月21日 地行第34行許可
平成18年2月24日 17地第6757号許可 平成18年10月30日 18地第3572号許可
平成19年3月30日 18地第6861号許可 平成29年4月10日 福岡県知事届出

(組合の名称)

第1条 この組合は、福岡県田川地区消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町及び赤村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、自治体消防に関する事務（非常備消防及び消防水利に関する事務を除く。）を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、田川市大字川宮 1570 番地に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は、19 人とし、その選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 田 川 市 5 人
- (2) 香 春 町 2 人
- (3) 添 田 町 2 人
- (4) 川 崎 町 2 人
- (5) 糸 田 町 2 人
- (6) 大 任 町 2 人
- (7) 福 智 町 2 人
- (8) 赤 村 2 人

第6条 前条の組合の議員は、次の各号に掲げる者をもってこれにあてる。

(1) 関係市町村の長

(2) 関係市町村の議会において、関係市町村の議会の議員のうちから互選された者

2 前項第2号の規定により互選された議員に欠員を生じたときは、そのつど補欠による互選を行うものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により組合の議員のうちから互選された管理者及び同条第3項第1号の規定により選任された副管理者は、組合の議員の職を失うものとする。この場合においては、当該職を失った管理者及び副管理者の属する関係市町村の副市町村長をそれぞれその補欠による組合の議員とする。

(組合の議員の任期)

第7条 組合の議員の任期は、関係市町村の長、副市町村長又は議会の議員としての任期による。

2 補欠による組合の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者1人を置く。

2 管理者は、組合の議会において関係市町村の長である組合の議員のうちから互選する。

3 組合に、次に掲げる区分によりそれぞれ1人の副管理者を置く。

(1) 関係市町村の長である組合の議員のうちから管理者が組合の議会の同意を得て選任する者(以下「第1号副管理者」という。)

(2) 管理者が組合の議会の同意を得て選任する者(以下「第2号副管理者」という。)

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序によりその職務を代理する。

5 管理者及び第1号副管理者の任期は、その者の属する関係市町村の長の任期によるものとし、第2号副管理者の任期は、2年とする。

6 組合に会計管理者1人を置く。

7 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(組合の職員)

第9条 組合に消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第1項に規定する消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という。)を置き、その定数は条例で定める。

(組合の監査委員の設置、定数、選任の方法及び任期)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員及び識見を有する者の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者にあつては組合の議員としての任期によるものとし、識見を有する者の中から選任されたものにあつては4年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合財産その他から生ずる収入及び関係市町村の負担金をもってこれにあてる。

2 前項に定める負担金は、関係市町村の人口、災害出動、その他の割合を基準として関係市町村長が協議して定める。

3 前項に定める関係市町村の負担金をもってなお経費に不足を生ずる場合、又は特に必要がある場合は、別に関係市町村長が協議して定める負担方法によって負担する。

附 則

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年地行第324号)

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則(平成5年5地行第34号)

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則(平成18年2月24日17地第6757号許可)

この規約は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 30 日 18 地第 3572 号許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、許可のあった日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項の改正規定、第 7 条第 1 項の改正規定及び第 8 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に在職する管理者及び関係市町村の長である組合の議員のうちから管理者が組合の議会の同意を得て選任した副管理者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 18 地第 6861 号許可）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 10 日 福岡県知事届出）

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。